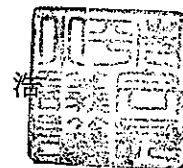




平議発第59号
令和7年6月24日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 虻川



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

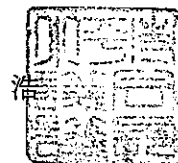
なお、所管部分の回答につきましては、令和7年7月8日までをお願いいたします。



平議発第60号
令和7年6月24日

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 蛇川



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、所管部分の回答につきましては、令和7年7月8日までをお願いいたします。

令和7年6月24日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

会派名 一人会派と維新の会
会派代表者名 伊藤 央
質問者名 伊藤 央

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問の理由及び趣旨

令和7年5月26日に市ホームページに掲載された「小平市教育委員会職員の懲戒処分」という記事について市民より問合せが相次いでいることから以下質問する。

2 質問項目

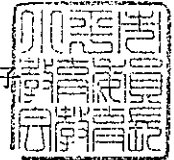
1. 掲載の記事では事件の内容が市民に伝わらず、疑心暗鬼やあらぬ憶測を招いている。丁寧に、市民に分かりやすく伝えるべきではないか。
2. 今回の事件は組織的に行われたものと理解しているが、処分された職員（50代男性、教育部副参事）以外の職員に対してはどのような対応を行ったのか。
3. 令和3年1月及び令和5年10月に杉並区においても同種の事件について区が発表しているが、小平市との対応の違いが散見される。
 - ① 杉並区は被害額などを含め詳細を明記しているが、小平市がしない理由は。
 - ② 杉並区は管理監督の怠慢を処分対象にしているが、小平市がしない理由は。
 - ③ 小平市は杉並区に比べ、再発防止策の具体性が乏しいが、より具体的な再発防止策を市民に示すべきではないか。
 - ④ 杉並区は区長コメントを添えて公表しているが、小平市は市長コメントが添えられていない。不祥事が起きた際、市長若しくは教育長がコメントを添え、信頼回復を図るべきではないか。
4. 今回の事件に限らず、小平市の公表は透明性に欠けると考える。「小平市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」及びその運用を見直すべきではないか。
5. 小平市は管理監督責任に対する処分の基準が不明であり、事件ごとに対応の違いがあると感じる。基準を明確化すべきではないか。



平教教取第71号
令和7年7月8日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による伊藤央議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 本年5月26日付けで、教育委員会が公表した職員の懲戒処分につきましては、「小平市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」の第4「公表する内容」に基づき、個人が識別されないことを基本として、公表したものでございます。
事件の内容につきましては、同基準で規定する「事件概要」にて公表しますが、可能な限り、分かりやすく公表するよう努めております。
- 2 被処分者以外の職員への対応につきましては、公表の対象ではないため、具体的な内容はお答えできかねますが、勤務を欠いた所属職員を含め関係した職員に対しましては、人事管理上のしかるべき対応をとっており、勤務を欠いた所属職員につきましては、給料等を返金させております。
- 3 ① 本事案では、被処分者が、手当等を不正に受給した事実はないことから、被害額などは記載しておりません。
② 本事案では、管理監督者には、懲戒処分に該当する責任が認められなかったためでございます。

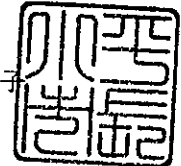


別記様式第2号（第2条関係）

平総職収第82号
令和7年7月8日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

小平市長 小林 洋 子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による伊藤央議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

3③ 「小平市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」を踏まえ、被処分者の行為を公表することで、職員の綱紀の保持と服務規律の確保に対するさらなる自覚を促し、市民の皆様への市政に対する信頼の確保に努めております。

また、再発防止のため、市では改めて職員に服務規律の確保を徹底しておりますが、個々の事案について具体的な再発防止策を公表することは考えておりません。

④ 上記③の回答のとおり、懲戒処分等を公表することにより、職員の自覚を促すとともに市政に対する信頼を確保してまいりますので、改めて市長又は教育長のコメントを掲載することは考えておりません。

4 「小平市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」を踏まえ、被処分者、被害者及び関係者のプライバシー等の権利利益の保護に配慮しつつ、被処分者の行為について公表しております。本基準は、国等の指針を参考に規定しており、透明性に欠けているとは捉えていないことから、基準及び運用の見直しは考えておりません。

5 懲戒処分は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、同類事件の判例、他の自治体の同類事件の処分量定などを考慮し、その事件の特性を踏まえ、均衡を失しないよう総合的に判断しております。

懲戒処分の対象となる行為が引き起こされる事情には様々なものがあることから、管理監督責任の基準を一律で規定することは考えておりません。